

横浜市テック系スタートアップの海外展開支援プログラム
「シンガポール SWITCH 出展」応募にあたっての確認事項

個人情報の取扱いについて

1. 利用目的

本フォームに入力された個人情報を、横浜市、横浜市から「令和7年度市内スタートアップ海外展開プログラム業務委託」を受託する「株式会社ツクリエ」（総称：運営者）が、必要な保護措置を行った上で、次の目的のために収集・利用・管理に使用します。

- (1) 令和7年度市内スタートアップ海外展開プログラム（以下、「本プログラム」という）の適切な運営
- (2) 本プログラムに関連する情報の連絡

2. 目的外利用の禁止

運営者は入力された個人情報を厳正に管理し、プライバシー保護に十分に注意を払うとともに、「1.利用目的」に定める目的以外には利用しないものとします。ただし、運営者が業務を委託した第三者及び次のいずれかに該当する場合は開示することがあります。

- (1) 本プログラムの運営や採択後の支援やマッチング等に必要な範囲で、プログラムに関与する審査員・支援者・講師・専門家・連携企業等（以下、「関係者」という）に共有する場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であり、応募者の同意を得ることが困難な場合
- (3) その他法令に基づき開示・提供を求められた場合

3. 個人情報の取扱い事項の変更

この個人情報の取扱いに関する事項については、応募者に重大な影響を及ぼす変更を除き、応募者に通知することなく変更することがあります。

応募書類の提出にあたって

応募書類を提出するにあたり、以下の事項を承諾するものとします。

- (1) 応募書類の内容に相違がないことを確認すること。
- (2) 応募書類等の内容が法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれがないこと。
- (3) 応募書類等に記載された知的財産権は応募者に帰属するが、特許・実用新案・ノウハウ等の機密情報については、応募者の責任において対策を講じたうえで、支障のない範囲で記載すること。
- (4) 応募書類等の内容は、運営者及び審査員に共有されること。また、採択後の支援やマッチング等に必要な範囲で、プログラムに関与する関係者と共有・利用されること。
- (5) 本プログラムへの応募及び実施において関係者の活動が原因で損害が発生した場合でも、関係者として必要かつ相当な範囲内の活動であれば、関係者は損害賠償責任を負わないことを了承すること。
- (6) 応募者は、以下の通り反社会的勢力に該当しないことを表明・保証すること。
 - ① 現在及び将来にわたって、応募者の代表者又は役員等が、暴力団員、暴力団、又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
 - ② 必要に応じて、運営者からの要請により役員名簿等を速やかに提出すること。
 - ③ 反社会的勢力に該当するか否かの確認のため、応募書類等や役員名簿等に含まれる情報が神奈川県警察本部に提供される場合があることに同意すること。
- (7) 上記(1)、(2)及び(6)①に違反していることが判明した場合、または運営者の信用を著しく損なう行為があった場合、通知なしに本プログラムへの参加を取り消される可能性があること。
- (8) 取消処分起因して損害が発生した場合であっても、運営者は一切の責任を負わないこと。
- (9) 応募者が(6)①に反していることに起因して運営者に損害が生じた場合、当該損害の賠償責任を負うこと。
- (10) 本プログラムは令和8年1月末までの支援実施が前提であること。

審査結果について

1. 書類審査の結果は、応募者宛にメールにて通知されます。
2. 審査結果は原則として非公表ですが、採択された企業については、社名・ロゴ・事業内容等を公表する場合があります。
3. 審査結果通知後に虚偽の記載や参加資格を満たしていないことが判明した場合、採択は無効となります。また、採択後やプログラム参加中に不適切な内容が判明した場合は、参加を取り消す場合があります。

海外展開プログラム（SWITCH）参加にあたって

1. 旅費に関連し、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 査証取得費及び査証取得にかかる交通費等は、応募者の自己負担とする。
 - (2) 応募者のプログラム期間中の宿泊費や食費、交通費等は、応募者の自己負担とする。
2. 海外旅行保険に関連し、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 応募者は、本プログラムにかかる全期間中をカバーする海外旅行保険に加入する。かかる費用は応募者の自己負担とする。
 - (2) 本件保険に関連し、運営者は応募者に対し、本プログラム期間中の事故に起因する損害に対しては、一切の責任を負わないものとする。
3. その他、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 運営者は、応募者の航空運賃（往復航空運賃及び空港施設使用料等諸費用の合計額）、現地宿泊費、パスポート取得費、PCR等検査費用、予防接種費用、日本国内の交通費や宿泊費用、その他費用を負担しないものとする。
 - (2) 応募者は、プログラム参加可否に関して運営者の判断に従うこと。また、本プログラム業務において感染対策等を適切に行い、感染した場合は運営者に遅滞なく報告のうえ、応募者の責任にて対応を行うこと。
 - (3) 運営者は本プログラムの全部若しくは一部を取消し、又は延期する権利を有するものとする。本プログラムに関連する運営者の故意又は過失による作為又は不作為によって引き起こされたか否かを問わず、応募者、代理人又は第三者の被った傷害、損害、費用、遅延、不能又はその他の不法行為に対し、運営者は一切の責任を負わない。さらに、自然災害、労働紛争、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症その他の不可抗力又は運営者の責に帰することのできない事由による損害、結果についても運営者は一切の責任を負わない。
 - (4) 運営者は、運営者の公益事業の一環として、公益的見地からの応募者の支援として、プログラム実施にかかる費用負担を行うものであり、応募者に対し、以下の事項

に関し、何らの表明、保証を行うものではない。

- ① 本プログラムが応募者の期待（商談及びその結果等）に合致すること。
 - ② 本プログラムの内外において、応募者と、応募者が接触、関与する個人、法人、及び団体（運営者の紹介する個人、法人及び団体を含むがこれに限られない。以下「第三者」という）との間での商取引が円滑に進むこと。
 - ③ 本プログラムの内外において、応募者と、第三者との間での紛争（苦情、異議申立て、訴えを含むが、これに限られない。以下、同じ。）が生じないこと。
- (5) 応募者は、以下の事項が生じたとしても運営者に対し何らの請求を行わないものとし、かつ、運営者は応募者に対して、以下の事項に起因又は関連して生じた損失又は損害に対して一切の責任を負わない。
- ① 応募者のビザ発給の遅れ及び入国に必要な手続の不備により派遣先国へ入国不可になること。
 - ② 応募者の感染等により、本プログラムの全部又は一部への参加ができないこと。
 - ③ 本プログラムが応募者の期待（商談及びその結果等）に合致しないこと。
 - ④ 本プログラムの内外において、第三者との間での商取引が円滑に進まないこと。
 - ⑤ 本プログラムの内外において、第三者との間での紛争が生じたこと。
- (6) 本プログラムの準備、実施、事後において、応募者が運営者の事業遂行を妨げていると、運営者が判断した場合、運営者は、応募者の本プログラムへの参加を中止・中断させることができるものとする。また、中止・中断によって、応募者に生じた損害、費用について、運営者は一切の責任を負わない。

(以上)